

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

みんなで防ごう
高齢者の消費者トラブル

最近の急速なデジタル化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新しい商品やサービスの仕組みが次々と生まれ、誰でも消費者トラブルに巻き込まれるおそれがあります。

特に、高齢者の消費者トラブルは、発見が遅れて被害が大きくなりがちです。

このようなトラブルを防ぐためには、高齢者本人が気をつけるだけでなく、ご家族やご近所、知人などの周囲の方が、日頃から高齢者の様子を気にかけて、見守ることが大切です。

「何かおかしいな」と思ったら、声をかけてみて消費生活相談窓口へつなぐなどして、消費者トラブルを防ぎましょう。



目次

- 点検商法に注意！／固定電話対策していますか？ 2
- 住宅修理・リフォームの進め方／新型コロナワクチン便乗詐欺に注意／特定商取引法の改正 ... 3
- 扇風機やエアコンの点検を 4
- 刈払機（草刈機）による事故に注意／エシカル消費のすすめ 5
- 令和2年度県消費生活センターへの相談の概要 6
- 受講生大募集！自宅で学んで消費者力アップ！ 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

大雪のあとは「点検商法」にご注意を！

- 「無料で点検する」などと言って突然来訪し、「このままだと家が傷む。修理が必要だ」などと不安をあおります
- 「今なら安くする」「早く修理を」などと、その場で契約を急がせます
- 「火災保険を使えば自己負担がない」「保険の申請代行をする」と勧誘する場合も

アドバイス

- ◆せかされても、その場ですぐに契約しないようにしましょう。
- ◆本当に修理が必要ですか？金額は妥当ですか？他の業者から見積もりを取りましょう。
- ◆本当に火災保険が使えるのか、自分で保険会社に確認しましょう。
- ◆契約する場合は、見積書や契約書で工事の内容をよく確認しましょう。高額な手数料やキャンセル料について書かれていないかもチェックしてください。
- ◆契約してしまったが解約したい場合は、契約日から8日間以内ならクーリング・オフが可能です。早めに消費生活センターに相談を。



見守りのポイント

- 見慣れない業者が出入りしている
- 不自然な場所を工事している

固定電話に迷惑電話対策をしていますか？

特殊詐欺被害のほとんどは、固定電話への電話がきっかけです。固定電話に対策をして、悪質業者や詐欺犯と話をしないようにしましょう。

●留守番電話機能の活用

悪質業者や詐欺犯は録音されるのを嫌います。

●発信者の番号表示機能の利用

電話に出る前に誰からの電話か確認できます。

●迷惑電話対策機能の利用

※着信音が鳴る前に「通話内容を録音します」と警告

※着信拒否した番号からの電話は呼び出し音が鳴らないなど

★今お使いの電話に追加で取り付けられる装置もあります

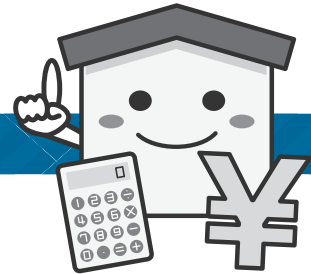
ただいま防犯対策のため、留守番設定にしています。折り返しご連絡しますのでお名前とご用件をお願いします。



防犯対策のため、通話内容を録音します。

自分で機能の設定をすることが難しい場合は、ご家族や周囲の方がサポートしましょう。

◆住宅修理・リフォームの進め方



1 情報を集め、工事の必要性等を検討する

- 修理・リフォームの必要な部分を洗い出しましょう。
- 負担できる費用の目安をつけておきましょう。

2 業者を選ぶ

- 業者の実績を確認して複数の候補を選び、提案書や見積書をもらいましょう。
- 金額だけでなく、工事内容も含めてチェックし、施工体制や補償内容なども納得いくまで確認しましょう。

3 契約をする

- 工事の大小に関わらず、必ず契約書を交わしましょう。
- 引き渡しの日など工期についても確認しておきましょう。

4 工事中は定期的に確認

- 契約通りに工事が進んでいるか定期的に確認し、変更する場合は、その内容を記録しておきましょう。

5 工事後は仕上がりを確認、書類は保管

- 引き渡し時には、業者とともに自分の目で仕上がりを確認しましょう。
- 工事に関する書類は、工事の終了後も、後々のために保管しておきましょう。

新型コロナワクチンに便乗した詐欺にご注意ください!

各自治体でワクチン接種の予約が開始されていますが、以下のようなワクチン接種に関する相談事例が全国的に見られます。

予約をしていないのに「ワクチン接種の説明に行く」と電話があり個人情報の確認をされたなど

ワクチン接種は無料です。また、市町等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。

おかしいと思ったら一人で悩まず、消費生活センターまたは消費者ホットラインにご相談ください。

新型コロナワクチン詐欺消費者ホットライン

なく な いや や
0120-797-188

特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日以降、一方的に送り付けられた商品[※]はただちに処分[※]ができます

注文していないのに自分あてに届いた品物(海産物、健康食品、マスクなど)は、

- 直ちに処分可能(保管する必要はありません)
- 料金を請求されても支払い不要
- 誤って金銭を払ってしまったら、すぐ消費生活センターへ相談



扇風機やエアコンで火災発生！本格的な使用前に必ず点検を！

冷房器具を適正に使用することで熱中症を予防することができます。
製品を安全に使用し、快適に夏を過ごしましょう。

古い扇風機は経年劣化による火災に注意！ 製造から10年以上たっている扇風機を使っていませんか？

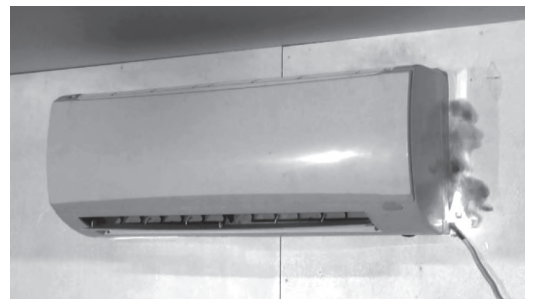
- 部品にひびや変形がないか確認
- 使用しないときは電源を切り、プラグを抜いておく
- 使用中、動きがおかしい・異音がする・焦げ臭いなどの症状があれば使用を中止し、メーカーや販売店に相談



写真：独立行政法人 製品評価技術基盤機構

エアコンは室内機・室外機ともに異常がないか確認

- 消費電力が大きいため、電源コードを勝手に加工・修理しないこと
- 内部の洗浄を行う際には、電気部品に洗浄液がかからないよう十分注意
- 室内機や室外機に虫や小動物が入り込んでいないか確認
- 電源プラグの変形・焦げ臭いにおい・ブレーカーが頻繁に落ちるなどの症状があれば、使用を中止し、メーカーや販売店に相談



写真：独立行政法人 製品評価技術基盤機構



流行している携帯用扇風機でも発火や破裂などの事故が発生しています。取扱いには注意しましょう。

気をつけるポイント

- 充電時は、近くに燃えやすい物を置かず、様子が見え、体から離れた場所で行いましょう。また、就寝中を避けるようにしましょう。
- 落とすなど強い衝撃を与えない、日の当たる車内など高温となる場所に放置しない、雨水や海水、飲み物など水がかからないようにするなどしましょう。
- リチウムイオンバッテリーが搭載されている製品を廃棄する場合は、分別方法などお住まいの自治体の分別ルールを確認しましょう。

刈払機(草刈機)による事故に注意!

- 8月の事故が最も多く、5月・7月と続く
- 70歳代の事故が最も多く3割超
- 「刈刃への接触・巻き込まれ」と「飛散物による事故」で全体の8割超
- 「手指」の受傷が最も多く、「眼」・「大腿・下腿」、「足指」の順

アドバイス

- ◆刈払機を使用する前には必ず取扱説明書を読みましょう。
- ◆作業に適した服装、装備で行いましょう。
- ◆作業前に、刈刃や飛散保護カバーなど、各部の点検をしましょう。また、肩掛けバンドやハンドルは正しく装着しましょう。
- ◆作業をする際は、地面の異物を除去し、15m以内に人がいないことを確認してから開始しましょう。
- ◆回転する刈刃が障害物や地面に当たって跳ね返るキックバックに注意しましょう。
- ◆刈刃に巻き付いた草や異物を取り除く際は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- ◆農協や販売店等が実施する刈払機の使用講習会を受講しましょう。



一般社団法人日本農業機械工業会発行「刈払機の正しい使い方」より

あなたの日々の消費が世界の未来を変えます

エシカル消費のすすめ

何を買うか・買わないのかを選ぶことは、「投票」にたとえられます。エシカル (Ethical=倫理的) な消費、すなわち社会・環境・地域に配慮した商品やサービスを選ぶことで、持続可能な社会づくりを応援することになります。エコ商品の購入・マイバック・マイボトルの利用、地産地消、地元の店の利用など、実践できることから始めましょう。



県消費生活センターに寄せられた相談の概要

相談件数

令和2年度に県消費生活センターに寄せられた相談件数は3,292件（前年度+236件）あり、特に、60歳代以上の相談が全体の4割を超えていました。

相談の特徴

●新型コロナウイルス感染症の流行が消費生活に大きな影響

初期の頃は「注文したマスクが届かない」「注文していないマスクが届いた」などマスク関係が中心でしたが、その後「結婚式を解約したら思わぬ解約料を請求された」「新型コロナでアパートの留守中に破裂した水道修理代を請求された」「事業者が新型コロナで休業していて連絡がつかない」など、生活の広い範囲に及んでいます。

●インターネット通販のトラブルが急増

相談件数は908件（前年度+254件）で、内容は「ネットで注文した商品が届かない」「詐欺サイトだった」「欠陥商品が届いた」など多岐にわたります。

●定期購入のトラブルが過去最多

「お試し価格で注文したら定期購入が条件になっていて解約できない」などの定期購入に関するトラブルが大幅に増え、過去最多になりました。（256件（前年度+49件））相談の6割が健康食品、3割が化粧品に関するもので、ダイエットサプリのトラブルが目立ちます。



詳しくはこちら▶
(県消費生活センターホームページ)



一人で悩まず、気軽に相談を

消費生活センターでは、消費者トラブルを抱えた消費者に寄り添い、専門知識を持った消費生活相談員が具体的な解決策の助言や事業者との交渉のお手伝いをしています。

Q どのような内容を相談できますか？

A 「商品やサービスを購入して、被害や不満がある」「製品を使ってケガをした」などの消費者と事業者とのトラブルについて相談できます。

Q 相談の際、事前に準備しておくよいものはありますか？

A 契約書等の関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物（写真も可）などを用意してご相談ください。

Q 料金はかかりますか？秘密は守られますか？

A 相談は無料です。電話の場合は通話料金がかかります。相談の内容や個人情報など秘密は守られますので安心してご相談ください。

受講生大募集！

自宅で学んで消費者力アップ！


くらしに役立つ消費生活通信セミナー

期 間 令和3年9～11月

方 法 ①テキスト「2021年版くらしの豆知識」（国民生活センター発行）に沿って進めます。テキストから出題した演習問題を、月1回（全3回）お送りします。（9月初旬に学習の進め方とテキストをお送りします。）
②演習問題の回答とスクーリング（くらしに関する講座）への参加（1回以上）またはレポートの提出をもって修了となります。
※今年度よりWeb上で回答をご提出いただけます。郵送またはWebでの提出のどちらかを選択してお申し込みください。

申込方法 申込用紙を下記URLからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、資料送付代（切手840円分）を同封して郵送にてお申し込みください。

申込締切 令和3年8月10日（火）

問合せ・申込先 公益社団法人ふくい・くらしの研究所 通信セミナー係
〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地  ふくい・くらしの研究所
[電話]0776-52-0626 [URL]http://www.kuranavi.jp/




くらしの講座 オンライン講座

参加費 無料

定 員 各30名（先着順）

専門家を講師に、最新の消費生活の問題について学びましょう

開催日時・講座内容等		講座参加の流れ
9月25日（土） 13:30～15:00	「騙されないための契約のキホン」 行政書士まきオフィス代表 小川 真紀 氏	 ①ホームページ (http://www.kuranavi.jp/) からお申し込みください。 (各講座の5日前まで ※定員になり次第締切) ②Zoomについての説明と講座詳細をメールでお送りします。 ③限定公開講座の「招待メール」をお送りします。 ④講座開始時間に「招待メール」をクリックして受講開始
10月2日（土） 13:30～15:00	「あなたと家族を守れますか？ 一人ひとりを大切にする地域防災」 明治大学兼任講師・女性防災ネットワーク・東京呼びかけ人 瀬山 紀子 氏	
10月9日（土） 13:30～15:00	「どう見直す生活費！ コロナ禍の家計管理」 ㈱マイエフピー ファイナンシャルプランナー 三上 真史 氏	
10月23日（土） 13:30～15:00	「ネット情報とどう付き合う？ コロナ禍のサイバー犯罪」 福井県警察本部生活安全部生活環境課 北濱 良博 氏	

お問合せ先

公益社団法人ふくい・くらしの研究所
[電話]0776-52-0626

※「くらしに役立つ消費生活通信セミナー」、「くらしの講座」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

消費生活トラブルに関する

専門家による相談会

無料

要予約

開設時間 / 14:00~16:00

8~10月の開設日

分野	8月		9月		10月	
福井弁護士会 (法律)	3日(火)	県消費生活センター	7日(火)	県消費生活センター	5日(火)	県消費生活センター
	12日(木)	県嶺南消費生活センター	9日(木)	敦賀市消費生活センター (0770-22-8115)	14日(木)	県嶺南消費生活センター
	18日(水)	あわら市消費生活センター (0776-73-8017)	15日(水)	県消費生活センター	20日(水)	勝山市消費者センター (0779-88-8103)
司法書士(法律)	26日(木)	県嶺南消費生活センター	30日(木)	県嶺南消費生活センター	28日(木)	県嶺南消費生活センター
(一社)ECネットワーク (インターネット)	-	-	30日(木)	県消費生活センター	-	-
福井県建築士会(建築)	-	-	-	-	18日(月)	県消費生活センター

※事前に申込みが必要です。申込受付は、県・嶺南の消費生活センターまでご連絡ください。
8月18日、9月9日、10月20日の申込受付は、開催場所の市でもできます。

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています

福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く)

※嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です



ホームページ

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

福井県 消費生活

検索



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン

局番なし

188

お近くの市消費者センター・町の相談窓口や福井県消費生活センターにつながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。
※携帯電話からの通話は無料通話の対象外です

発行

福井県安全環境部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



安全安心ふくい
ツイッター

消費に関する安全安心の情報を発信しています。ぜひ、フォローしてください。

発行日 / 令和3年7月